

・標準事業例

事業区分		番号	標準事業例	事業の概要	
Ⅰ 病床の機能分化・連携のために必要な事業	(1) 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備等	1	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。	
		2	精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備	精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。	
		3	がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。	
		4	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。また、病院内の退院時支援を行う部署(地域医療連携室等)等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。	
		5	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。	
		6	妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。	
Ⅱ 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業	(1) 在宅医療を支える体制整備等	7	在宅医療の実施に係る拠点の整備	市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。	
		8	在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費(調整等を図るための人員雇用分等)や会議費などに対する支援を行う。	
		9	在宅医療推進協議会の設置・運営	県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。	
		10	在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施	在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師(市町村主管部門、保健所等)に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。	
		11	かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発	かかりつけ医の普及定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。	
		12	訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施	訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。	
		13	認知症ケアパスや入退院時の連携パスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築	認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ(認知症ケアパス)等の検討を支援する。	
		14	認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施	認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。	
		15	早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等	精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。	
		(2) 在宅医療(歯科)を推進するために必要な事業等	16	在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備	在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
			17	在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進	現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。
			18	在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	在宅で療養する難病や認知症等の疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師、歯科衛生士を対象とした、当該疾患に対する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。
			19	在宅歯科医療を実施するための設備整備	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
			20	在宅歯科患者搬送車の設備整備	在宅歯科医療を実施する歯科医療機関(在宅療養支援歯科診療所等)でカバーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。
			21	在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援	在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を行う。
	進(3) 在宅に医療(薬剤)を推進する事業等を推		22	訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知	これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。
		23	在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備	在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。	
		24	終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援	人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようにするため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。	

IV 医療従事者等の確保・養成のための事業	対策（１） 医師の地域偏在等	25	地域医療支援センターの運営（地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む）	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。
		26	医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築	医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。
		27	地域医療対策協議会における調整経費	地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進捗及び達成状況を関係者間において検証し、次の施策へつなげるための調整を行う。
	科連携のための対策、 等	28	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。 また、精神保健指定医の公務員としての業務や地域の精神科救急医療体制の確保のための精神科医確保に協力する医療機関の運営等に対する支援を行う。
		29	小児専門医等の確保のための研修の実施	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。
		30	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施	地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
		31	医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
	支援（３） 女性の医療従事者等	32	女性医師等の離職防止や再就業の促進	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。
		33	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の確保対策の推進	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。 また、今後、歯科衛生士、歯科技工士を目指す学生への就学支援を行う。
		34	女性薬剤師等の復職支援	病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師（特に女性）の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。
	（４） 看護職員等の確保のための事業等	35	新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
		36	看護職員の資質の向上を図るための研修の実施	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
		37	看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施	看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
		38	離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。
		39	看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備	看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。
		40	看護職員が都道府県内に定着するための支援	地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護師就職率等に応じた財政支援を行う。
		41	医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るため、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。
		42	看護師等養成所の施設・設備整備	看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
		43	看護職員定着促進のための宿舍整備	看護師宿舍を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。
		44	看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備	教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。
		45	看護職員の就労環境改善のための体制整備	短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
		46	看護職員の勤務環境改善のための施設整備	病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。
		47	歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。
		48	地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援	地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。
	（５） 医療従事者の勤務環境改善のための事業等	49	勤務環境改善支援センターの運営	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。
		50	各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等）	計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
		51	有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援	病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。
		52	休日・夜間の小児救急医療体制の整備	小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。
		53	電話による小児患者の相談体制の整備	地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。
		54	後方支援機関への搬送体制の整備	救急や小児周産期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。 また、受入医療機関に積極的に受け入れるためのコーディネーターの配置を支援する。

・旧国庫補助事業

旧補助金名	番号	事業名	事業概要(対象経費)
医療施設運営費等補助金	01	地域医療支援センター運営事業	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うため「地域医療支援センター」の運営に係る経費について財政支援を行う。
医療関係者養成確保対策費等補助金	02	看護師等養成所運営事業（保健師養成所運営事業）	保健師養成所の運営事業に対して補助する。
	03	看護師等養成所運営事業（助産師養成所運営事業）	助産師養成所の運営事業に対して補助する。
	04	看護師等養成所運営事業（看護師(3年課程)養成所運営事業）	看護師(3年課程)養成所の運営事業に対して補助する。
	05	看護師等養成所運営事業（看護師(2年課程)養成所運営事業）	看護師(2年課程)養成所の運営事業に対して補助する。
	06	看護師等養成所運営事業（准看護師養成所運営事業）	准看護師養成所の運営事業に対して補助する。
	07	看護師等養成所運営事業（看護師養成所3年課程導入促進事業）	准看護師養成所から看護師養成所3年課程の移行準備に必要な専任教員及び事務職員を配置し、円滑な開校に向けたカリキュラムの策定等を行うものとする。ただし、看護師養成所3年課程の設置等計画に係る審査を受けている者に限る。
	08	看護師等養成所運営事業（助産師養成所開校促進事業）	助産師養成所の設置準備に必要な専任教員を配置し、円滑な開校に向けたカリキュラムの策定等を行うものとする。補助先は助産師養成所の設置等に係る審査を受けている者に限る。
	09	看護師等養成所運営事業（看護師養成所修業年限延長促進事業）	看護師養成所の修業年限の延長に伴い必要となる専任教員を配置し、円滑な移行に向けたカリキュラムの作成等を行うものとする。
医療提供体制推進事業費補助金（ソフト）	10	救急勤務医支援事業	第二次救急医療機関や周産期母子医療センターに勤務する救急医の処遇改善を図るため、休日・夜間において救急勤務医手当(宿日直手当や超過勤務手当とは別)を支給する。
	11	小児救急電話相談事業	地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにする。
	12	小児救急地域医師研修事業	地域の内科医等を対象とした小児救急に関する医師研修事業を実施し、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図る。
	13	小児救急医療体制整備事業（ア）小児救急医療支援事業	小児科を標榜する病院群又は病院が輪番制方式又は共同利用型方式により、休日・夜間の小児救急患者の受入体制を整備する場合において、当番日の病院に対して、小児救急医療に必要な医師、看護師等の医療従事者の配置に必要な経費について財政支援を行う。
	14	小児救急医療体制整備事業（イ）小児救急医療拠点病院運営事業	二次医療圏単位での小児救急医療の確保が困難な地域において、広域(原則複数の二次医療圏)を対象に小児救急患者を受け入れる「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費について財政支援を行う。
	15	救急医療専門領域医師研修事業	入院を要する救急医療を担う医療機関等で診療を行う医師を対象に、脳卒中・急性心筋梗塞・小児救急・重症外傷等に関する専門的な救急医療の研修を救命救急センター等において実施するために必要な経費について財政支援を行う。
	16	小児集中治療室医療従事者研修事業	小児の集中治療に習熟した小児科医の数が不足している状況にあることから小児専門医の確保のための研修事業に対する補助を行う。
	17	新生児医療担当医確保支援事業	過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇を改善するため、出生後NICUへ入室する新生児を担当する医師へ手当を支給する医療機関に対し財政支援を行う。
統合補助金（ソフト）	18	医師派遣等推進事業	都道府県医療対策協議会の要請を踏まえ、医師不足地域の医療機関へ医師派遣を行う医療機関を多数確保し、円滑に医師派遣が実施される体制を構築するため、 ① 都道府県医療対策協議会が医師派遣の調整等を行う場合に必要となる経費 ② 派遣先医療機関が派遣医師を受け入れるための準備に必要な経費 ③ 医師を派遣することに伴い派遣元医療機関に生じる逸失利益等 ④ 派遣医師が派遣後に海外研修に参加する自己研鑽に必要な経費等に対する補助を行う。
	19	女性医師等就労支援事業	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言及び就労環境の改善を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図る。
	20	産科医等確保支援事業	産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して財政支援を行う。
	21	産科医等育成支援事業	臨床研修修了後の後期研修で産科を選択する者の処遇改善を行う医療機関に対して財政支援を行い、産科を志望する若手医師等の確保を図る。
	22	看護職員資質向上推進事業	①専任教員の経験等に応じ求められる資質や能力の向上を図るため、専任教員に対し経験等に応じた継続的な研修を実施。 ②看護師等養成所の実習場所である病院、訪問看護ステーション、老人保健施設、社会福祉施設等への実習指導者を確保するため、実習指導者講習会を実施。 ③実務経験5年以上の中堅看護職員を対象に専門領域の実務的な知識・技術の向上を図る。 ④(がん)がんの医療水準の均てん化に向け、がん医療を中核的に担っている医療機関において専門的な臨床実務研修を行う。 (糖尿病)糖尿病に係る専門的な看護職員の育成を図るため、糖尿病に係る医療を中核的に担っている医療機関において臨床実務研修を行う。 ⑤チーム医療のもとに看護師等の専門性を発揮する機会の増大を図り、医師と看護師等の協働と連携を促進するため、看護師等の能力の研鑽のための研修を実施。 ⑥潜在看護職員又は潜在助産師の復職の促進を図るため、潜在看護職員等に対する臨床実務研修を実施。 ⑦医師による安全管理や医師と助産師との協働に関するノウハウ等について、先駆的に「院内助産所」や「助産師外来」に取り組んでいる医療機関の医師や助産師を講師として研修を実施。
医療提供体制推進事業費補助金（ソフト）	23	新人看護職員研修事業	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員の質の向上を目的とした臨床研修は不可欠であり、保健師助産師看護師法等の改正（平成22年4月1日施行）を踏まえ、新人看護職員が臨床研修を受けられる体制を構築するための支援を行う。
	24	病院内保育所運営事業	子供を持つ看護職員、女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う病院内保育所の運営に対する支援を行う。
	25	看護職員確保対策特別事業	都道府県等が創意工夫を凝らし、地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策に関する特別事業の展開を図り、効果的、かつ、効率的な看護職員確保対策を実施する。
	26	訪問看護推進事業	訪問看護を推進するため各都道府県において訪問看護推進協議会の設置、訪問看護ステーションと医療機関の看護師の相互交流による研修等の実施、在宅医療等に関する普及啓発事業を実施する。
医療提供体制推進事業費補助金（ソフト）	27	看護職員の就労環境改善事業	看護職員については、夜勤を含む交代制などにより厳しい勤務環境に置かれている者も多いため、看護職員が安心して働ける環境を整備し、「雇用の質」を高め、看護業務が「就業先として選ばれ、健康で生きがいを持って能力を発揮し続けられる職業」となることが求められている。
	28	看護補助者活用推進事業	看護職員と看護補助者の業務分担を進め、看護補助者を活用することにより、看護職員の負担軽減に資するとともに雇用の質の向上を図るため、都道府県が看護管理者(看護部長、看護師長等)向けに実施する看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修の実施に必要な経費について財政支援を行う。
	29	在宅歯科医療連携室整備事業	在宅歯科医療を推進するため、医科・介護等との連携窓口、在宅歯科医療希望者等の窓口、在宅歯科医療や口腔ケア指導等の実施歯科診療所等の紹介、在宅歯科医療に関する広報、在宅歯科医療機器の貸出などを行う在宅歯科医療連携室を整備する。

医療提供体制推進事業費補助金（設備）	30	看護師等養成所初度設備整備事業	看護師等養成所の初度設備整備に必要な経費を補助する。
	31	看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	看護師等養成所の教育環境改善設備整備に必要な経費を補助する。
	32	院内助産所・助産師外来設備整備事業	院内助産所・助産師外来の設備整備に必要な経費を補助する。
	33	在宅歯科診療設備整備事業	在宅歯科診療の設備整備に必要な経費を補助する。
	34	がん診療施設設備整備事業	がん診療施設の設備整備に必要な経費を補助する。
	35	医学的リハビリテーション施設設備整備事業	医学的リハビリテーション施設の設備整備に必要な経費を補助する。
	36	歯科衛生士養成所初度設備整備事業	歯科衛生士養成所の初度設備整備に必要な経費を補助する。
医療施設等設備整備費補助金	37	在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業	在宅介護者への歯科口腔保健推進設備の整備に必要な経費を補助する。
医療提供体制施設整備費交付金	38	看護師勤務環境改善施設整備事業	看護職員が働きやすく離職防止につながる新築、増改築、改修に要する工事費等
	39	看護師宿舎施設整備事業	病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費等
	40	病院内保育所施設整備事業	病院内保育所の新築、増改築、改修に要する工事費等
	41	看護師等養成所施設整備事業	学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の新築、増改築に要する工事費等
	42	看護師養成所修業年限延長施設整備事業	看護師養成所の新築、増改築、改修に要する工事費等
	43	看護教員養成講習会施設整備事業	看護教員養成講習会の定員の増加等に必要な新築、増改築、改修に要する工事費等
	44	院内助産所・助産師外来施設整備事業	院内助産所・助産師外来の開設に必要な増改築、改修に要する工事費等
	45	がん診療施設施設整備事業	がん診療施設の新築、増改築に要する工事費等
	46	医学的リハビリテーション施設施設整備事業	医学的リハビリテーション施設の新築、増改築に要する工事費等
	47	歯科衛生士養成所施設整備事業	学校又は養成所の新築、増改築に要する工事費等